

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：「セーフティ・ネットのあり方を考える」分科会

| | | |
|---|-------------------------------------|--|
| 1 | 所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。) | 法学委員会 |
| 2 | 委員の構成 | 10名以内の会員又は連携会員 |
| 3 | 設置目的 | <p>近年、所得格差の拡大が指摘されるとともに、子どもの貧困や非正規労働者の増加、またひとり暮らし高齢者などの生活困窮が、社会問題として論議の的となっている。</p> <p>個人の自立した生活を支える基盤として、所得保障や医療・介護サービス、子育て支援策などへのニーズも高まっているが、家族、労働、地域社会が変化するなかで、生涯を通じて生活上のリスクに直面した場合の「最低生活保障」のしくみは、どのように構築すべきであろうか。</p> <p>本委員会では、社会保障の基本理念を問い直すとともに、現行の法制度・政策と実態との間のギャップにも着目して、これからの最低生活保障のしくみとしての「セーフティ・ネット」のあり方について検討する。その際、「最低生活の保障」とは、「社会保障」に回収されるのか、憲法25条にいう「健康で文化的な」質的側面とのかかわりについても考察を深めたい。そのことを通じて、重層的で分厚い「セーフティ・ネット」の可能性を探ってみたいと考える。</p> <p>本テーマについてできるだけ多角的に検討するために、本委員会では、憲法、行政法、民法、労働法、社会保障法など法学分野のほか、社会政策学、社会福祉学、社会学などの分野からも幅広く会員・連携会員の参加を呼びかけたい。</p> <p>なお、まとめとして、本委員会での議論を整理した上で、より広く「セーフティ・ネット」のあり方について議論するために、一般市民を対象とするシンポジウムないし公開研究会の開催を企画している。</p> |
| 4 | 審議事項 | 審議事項としては、①不平等・格差社会の諸相、②「生活の質」を支える基盤、③セーフティ・ネット構築の方策等が考えられる。 |
| 5 | 設置期間 | <p>時限設置</p> <p>常設</p> |
| 6 | 備考 | ※新規設置 |